

第1部

報告 ～裁判の現場から～

(レジュメは本文中 69 ページに掲載)

「全大教高専協議会」

全大教高専協議会議長・原告団長

岩崎 寛希



皆さま、こんにちは。全大教高専協議会議長の岩崎です。高専事件の原告団長をしております。高専の臨時減額未払い賃金請求に対して今年早々の1月21日、東京地裁は請求棄却の不当判決を出しました。これに対し全大教高専協議会は控訴し、裁判闘争を継続するということを決め、高専組合員原告 243 人の賃金請求と、全大教の損害賠償請求を求める控訴理由書を4月20日に提出しました。そして、明日6月22日に控訴審第1回口頭弁論が行われます。

そもそもこの高専事件も、皆さんの大学や研究共同機関と同じで、政府や文科省の要請によって、当時は運営費交付金を減額されることが判然としないうちで、高専のわれわれ職員の平均7.8%、多い職員では懲戒に匹敵するぐらいの賃下げが強行されたことに端を発します。

東京地裁判決では、この賃金減額によって原告個人らが被る不利益は相当に大きく、私たち教職員の生活、それから私たちの子の教育、およびその他高専教育への影響は認めました。しかし、その被害に対しての高専機構の経営対応は、後藤元事務局長の証言から全くおごりなものであったことが判明しました。しかし、この点は地裁判決ではまったく軽くにしか触れられま

せんでした。

その代わりに、独立行政法人の中期計画をまるで金科玉条のように扱って、それを達成することが「賃下げを行う高度な必要性」なのだというふうに、しれっと認定してしまいました。(その中期計画などは高専の場合は5年間なのですが、5年間に何度もその都度、書き換えている事実は誰でも知っていることなのです。)また高専機構が減額の前年に予備費を積んだこと、あるいは一学科あたり300万円(全部で高専は235学科)、合計7億円の物件費留保を口実にして、これも安易に相当性を地裁は認めてしまっています。さらに私どもとの団体交渉に関しても、高専機構が交渉を途中で打ち切ったのになぜか一方的に組合にその責任を転嫁しています。以上4点によって、この就業規則の不利益変更の合理性があるのだということを決め付けています。全く、これらについては納得できません。

この第一審を通してさらに分かった高専機構の不誠実な対応について、4点、述べさせていただきます。

- ①懲戒に匹敵する賃下げを被った者がたくさんいる中で、常勤理事が一人として自らの報酬を差し出し、被害を少しでも緩和しようというような姿勢が全くないこと
- ②高専の場合は4月にいきなり運営交付金を90%、各高専現場に配布するというようなやり方をしているわけですが、今回の減額された2年間で不要不急な物件、あるいは先送りすべき物件を洗い出し、賃下げを回避をする、もしくは圧縮が可能であったのに、一切、組合の忠告は聞かなかった。
- ③高専機構は当時、6月減額開始を組合から阻止されました。そして「夏のボーナスから減額を実施する」と高専機構は意気込んでいたのですが、あえなくこれも阻止されました。そうすると予備費をあてても債務超過に陥ってしまうわけです。それに対しても金融機関への金策も一切しな

いかわりに、組合や各高専現場に理由や説明もないまま、単に1枚の事務連絡で、1学科あたり300万円、つまり7億円の執行留保を命じた。その影響は、校長裁量経費がゼロ査定になり、あてにしていた研究が全くできなくなった、あるいは学校としての生活費を差し出したわけですので、多大なるしわ寄せが高専現場にきました。しかも最終的には1学科あたり300万円ではなくて120万円です足りたということが、裁判で明らかになり、結局1学科180万円を吸い上げてしまったのです。

④減額の2年目は最初から運営交付金が減額されていたわけです。この減額圧縮に結び付くような、中期計画の見直しをしても当然なのに一切しない。働く職員のほうではなくて、減額圧縮などのアクションをしたことによって、文科省や財務省からのパッシングのみを怖れているわけです。

これらに共通して言えるのは、高専機構は独法として許されているはずの自主的・自律的な経営をする気がないということです。

私ども全大教高専協議会は、労働基本権が保障された独立行政法人制度の下で、労使交渉による労働条件の原則を確立し、教職員の生活や権利を守り、教育・研究条件を充実させるためにいっそう奮闘することを新たに決意して、明日からの高裁裁判を闘ってまいります。

以上です。(拍手)

高専事件の裁判に見る労使自治・労働関係の無視

岩崎寛希 (全大教高専協議会 議長)

高専・臨時減額未払い賃金請求に対し、今年早々の1月21日に東京地裁は請求棄却の不当判決を下しました。これに対し、全大教・高専協議会は控訴して裁判闘争を継続することを決め、高専組合員原告243人の賃金請求と全大教の損害賠償請求を求める控訴理由書を4月20日に提出しました。明日6/22がその控訴審第1回口頭弁論が行われます。

そもそもこの高専事件は皆さんの大学や研究共同機関と同じで、政府や文科省の要請によって、当時は運営費交付金の減額されることが判然としない中で、平均7.8%（多い職員では懲戒に匹敵する）の賃下げが行われたことに端を発します。

東京地裁判決では、この賃金減額により原告個人らが被る不利益は相当に大きく、原告らの生活やその子の教育及びその他高専教育への影響は認めました。しかし、判決は、高専機構に営利企業と異なる債務や中期計画達成の必要性を過度に重視し、安易に高度な必要性を認定しました。また、高専機構が行った予備費の増額や一学科300万円の物件費の留保などを口実にこれも安易に相当性も認めてしまっております。さらに、団体交渉に関しても、高専機構の主張のみをうのみにし、高専機構が交渉を途中で打ち切ったのに何故か一方的に組合に責任を転嫁しています。以上によって、就業規則の不利益変更の合理性があると決め付けました。まったく、これらについては納得できません。

第1審を通して、さらにわかった高専機構の不誠実な対応について、4点述べます。

- ① 懲戒に匹敵する賃下げを被った者がいるのに対し、常勤理事ひとりとして自らの報酬を差し出し、被害を少しでも緩和しようという姿勢がない
- ② 4月にいきなり運営費交付金の90%を各高専現場に配布するのではなく、減額の2年間について不要不急の先送りすべき物件を洗い出し、賃下げの回避、もしくは圧縮は可能であったこと
- ③ 機構は、6月減額開始を組合から阻止され、「ボーナスからは減額」と交渉に望んだが、あえなくこれも阻止されて、予備費をもっても債務超過となる事態に陥った。それに対し、金融機関から金策するなどということは一切せず、何ら組合や各高専現場に説明もしないままに、単に1枚の事務連絡をもって、1学科あたり300万円執行留保するよう命じた。その影響は、校長裁量経費がゼロ査定となり、当てにしていた研究ができなくなったばかりか、学校としての生活費にも多大なるしわ寄せがきた。最終的には1学科あたり300万円ではなく120万円です足りたのに、180万円吸い上げてしまった
- ④ 減額2年目などは、当初から運営費交付金が減額されたのに、賃下げに結びつけるような中期計画の見直しなど一切せず、働く職員の方でなく、賃下げ等のアクションに対する文科省や財務省からのパッシングのみを恐れている

これらに共通して言えるのは、独法として許されているはずの自主的・自立的な経営を高専機構はまったくやる気がなく、やった場合のパッシングのみを恐れていることです。

全大教・高専協議会は、労働基本権が保障された独立行政法人制度のもとで労使交渉による労働条件の原則を確立し、教職員の生活と権利を守り、教育・研究条件を充実させるためにいっそう奮闘する決意を表明するものです。